

本学から謝金・給与・旅費を受給する学生のみなさまへ

研究費の不正使用に関与することのないよう注意してください！

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、本学でも研究費の不正使用防止に向けた取り組みを行っています。

研究費の不正使用とは、虚偽の請求によって研究費を支出することや、法令、本学の諸規程及び当該研究費の使用に係る指針等に定められた目的以外の用途に使用することをいいます。特にみなさんに関係する謝金・給与・旅費を受給する際に発生しやすい代表的な不正は以下のような行為です。このような不正使用に関与することのないよう注意してください。

＜研究費不正使用の例＞

カラ謝金・カラ給与

作業実態の伴わない架空の出勤表を大学に提出し、謝金・給与を請求すること。

カラ出張

実際には出張していないにもかかわらず架空の出張報告書を提出し、出張したかのように偽り出張旅費を請求すること。

旅費の重複受給

他機関から出張旅費の支給を受けているにも関わらず大学にも請求し、重複した出張旅費の支払いを受けること。

還流行為

大学から受給した経費（謝金・給与・旅費等）の全部または一部を、他の用途に使用することを目的として、研究室等で回収する（回収する行為に応じる）こと。

※学生本人が承諾したとしても、社会通念上不適切な行為とみなされます。

**上記のような行為を見かけたり、求められたりした場合は、
通報・告発・相談窓口へご相談ください。**

＜通報・告発・相談窓口＞

関東学院大学 研究推進課（金沢八景キャンパス SCC 2F）

TEL : 045-786-2464 Mail : kenkyu@kanto-gakuin.ac.jp